

平成16年度化学物質排出量・移動量の集計結果の概要（秋田県分）

- 平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき、人の健康や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼすおそれがある性状を有する354種類の化学物質について、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握し、届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果を集計し、公表することとされており、平成14年度から届出が始まりました。

今回の集計結果は、平成16年度に事業者が把握した排出量・移動量について、届出を取りまとめたものであり、法施行後、4回目の公表となるものです。

- 届出事業所は全県で550事業所(539^{*})、大気や河川等への排出量は8,192トン(11,550トン^{*})、下水道や産業廃棄物として事業所外で処理される移動量は1,283トン(1,217トン^{*})、排出量・移動量の合計は9,476トン(12,767トン^{*})で、前年と比較し、26%減少しております。

(^{*} 平成15年度の集計結果)

届出排出・移動量のうち、移動量は前年度より若干増加しましたが、排出量は29%減少しました。これは、非鉄金属製造業等による銻さい等残さの事業所内埋立処分が3,205トン減少したことが大きな要因となっています。また、大気、公共用水域への排出量もそれぞれ10%、26%減少しており、事業者による化学物質管理の改善が推進されております。

届出排出量の多い物質は、鉛及びその化合物、アンチモン及びその化合物、砒素及びその無機化合物、トルエン、ジクロロメタンの順となっています。鉛及びその化合物、アンチモン及びその化合物、砒素及びその無機化合物の排出は非鉄金属製造業による銻さい等残さの事業所内埋立処分が主で、これら3物質で県の届出排出量の85%を占めています。

- また、国が推計を行った届出対象外の排出量(対象業種からの届出対象外の排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量)のうち、秋田県は3,843トンでした。

なお、全国の集計結果は、本日経済産業省・環境省が公表しています。

1 排出量・移動量の届出状況

平成16年度排出量・移動量の届出事業所総数は、550事業所でした。
事業所の業種の内訳は、表-1のとおりです。

表-1 届出事業所の業種内訳

業 種 名	届出数	業 種 名	届出数
金属鉱業	2	精密機械器具製造業	9
原油・天然ガス鉱業	7	その他の製造業	3
製造業	101	電気業	1
木材・木製品製造業	2	下水道業	31
家具・装備品製造業	1	鉄道業	2
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	倉庫業	3
化学工業	4	石油卸売業	13
医薬品製造業	2	自動車卸売業	8
石油製品・石炭製品製造業	2	燃料小売業	313
窯業・土石製品製造業	3	洗濯業	1
鉄鋼業	4	自動車整備業	13
非鉄金属製造業	7	一般廃棄物処理業	39
金属製品製造業	10	産業廃棄物処分業	13
一般機械器具製造業	4	高等教育機関	0
電気機械器具製造業	44	自然科学研究所	3
輸送用機械器具製造業	5	合計	550

2 集計結果の概要

(1) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった化学物質の排出量・移動量の合計は9,476トン/年で、そのうち排出量は8,192トン/年、移動量は1,283トン/年です。

排出・移動先の内訳は表-2のとおりです。

表-2 届出排出量・移動量の排出・移動先の内訳

区 分	(t/年)	(%)
排出量	8,192	86.5
大気への排出	1,010	10.7
公共用水域への排出	126	1.3
土壌への排出	0	0.0
事業所における埋立処分	7,057	74.5
移動量	1,283	13.5
事業所の外への移動	1,283	13.5
下水道への移動	0.7	0.01
合 計	9,476	100.0

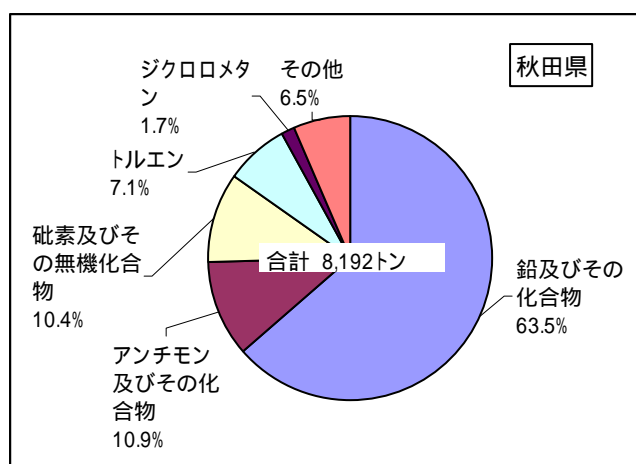
前年度と比較すると、排出量・移動量の合計は3,291トンの減、そのうち排出量は3,358トンの減、移動量は66トンの増となっています。排出量減少の主な内容は、大気への排出が108トンの減、事業所内にある埋立地への埋立処分が3,205トンの減となっています。排出・移動先の比較の内訳は表-3のとおりです。

表-3 届出排出量・移動量の排出・移動先の内訳の比較

区 分	16年度 (a)	15年度 (b)	差 (a)-(b)	前年度比 (a)/(b) %
排出量	8,192	11,550	3,358	70.9
大気への排出	1,010	1,118	108	90.3
公共用水域への排出	126	171	45	73.5
土壌への排出	0	0	0	-
事業所における埋立処分	7,057	10,261	3,205	68.8
移動量	1,283	1,217	66	105.5
事業所の外への移動	1,283	1,216	67	105.5
下水道への移動	0.7	0.9	0.2	78.8
合 計	9,476	12,767	3,291	74.2

(2) 届出排出量の多い物質

届出排出量の多い化学物質は、鉛及びその化合物 5,202 トン (63.5%)、アンチモン及びその化合物 891 トン (10.9%)、砒素及びその無機化合物 851 トン (10.4%)、トルエン 580 トン (7.1%)、ジクロロメタン 137 トン (1.7%) の順となっています。



(3) 届出外排出量の推計値

国が推計した届出外排出量のうち、秋田県の合計は 3,843 トン/年で、その内訳は表 - 4 のとおりです。

表 - 4 届出外排出量の推計値の内訳

区 分	(t / 年)	(%)
対象業種からの届出外排出量 ^(1)	646	16.8
非対象業種 ^(2) からの排出量	1,092	28.4
家庭 ^(3) からの排出量	727	18.9
移動体 ^(4) からの排出量	1,378	35.9
合 計	3,843	100.0

- 1 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの
- 2 対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量
- 3 接着剤、洗剤、塗料、防虫剤、化粧品等からの排出量
- 4 自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、航空機からの排出量

(4) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計

届出排出量と国が推計した届出外排出量の合計は 12,035 トン/年です。届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の内訳は表 - 5 のとおりです。

表 - 5 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の内訳

区 分	(t / 年)	(%)
届出排出量	8,192	68.1
届出外排出量の推計値	3,843	31.9
合 計	12,035	100.0

(5) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の多い物質

届出排出量と国が推計した届出外排出量を合計した上位 5 物質は、鉛及びその化合物 5,205 トン (43.3%)、トルエン 1,446 トン (12.0%)、アンチモン及びその化合物 891 トン (7.4%)、キシレン 867 トン (7.2%)、砒素及びその無機化合物 851 トン (7.1%) の順となっています。

